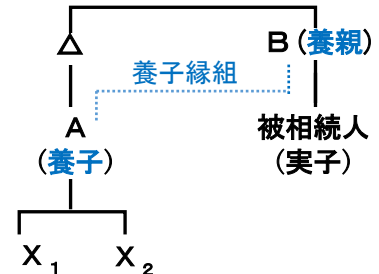


不動産登記申請却下処分取消請求事件について

事案の概要

- ◇ 被上告人X₁、X₂の母であるAは、X₁らの出生後に、被相続人の母であるBと養子縁組をしたことにより、被相続人の妹となった。X₁らの祖母とBとは姉妹であったため、養子縁組前からX₁らは被相続人の5親等の傍系親族であったが、X₁らとB及び被相続人との間に養子縁組による新たな親族関係は生じていない。



- ◇ 本件は、X₁らが、被相続人の死亡以前に死亡したAを代襲して被相続人の相続人となるとして、被相続人の遺産である土地及び建物について、相続を原因とする所有権移転登記及び持分移転登記の各申請をしたところ、これを却下する旨の各決定を受けたため、上告人を相手にその取消しを求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、民法889条2項において同法887条2項の規定を準用するに当たっては、同項ただし書の「被相続人の直系卑属でない者」を「被相続人の傍系卑属でない者」と読み替えるのが相当であり、被相続人の傍系卑属であるX₁らは、Aを代襲して被相続人の相続人となることができるとして、X₁らの請求を認容した。
- ◇ 当審における争点は、被相続人の兄弟姉妹（A）が相続人となるべき場合において、兄弟姉妹が相続開始以前に死亡したとき等に、民法889条2項において準用する同法887条2項ただし書により、被相続人の傍系卑属でない者は兄弟姉妹（A）を代襲して相続人となることができないが、傍系卑属であれば代襲相続人となることができるとした原審の判断の適否である。

【参考】民法887条2項

「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき・・・は、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。」

民法889条

「1 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 (略)

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。」